

「健康都市 やまと」まち・ひと・しごと創生総合戦略について**(1) 経過等**

- ・平成 26 年、国は、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことなどを目的として「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、人口減少克服と地方創生のために、地方に「しごと」を作り、「ひと」を呼び込み、それを支える「まち」に活力を取り戻して、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務であると示しました。
- ・また、そうした社会の実現に向け、国は、具体的な取り組みをまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、地方自治体に対しても同計画の策定を求めました。

(2) 総合計画審議会における取り扱いについて

- ・本市は、予てより「人」「まち」「社会」の 3 つの健康の視点から様々な施策を展開する中で、少子高齢化への対応や魅力的なまちづくりを積極的に推し進めてきたところであり、国が示した地方創生の考えも、本市の取り組みと軌を一にするものであることから、総合計画に定める取り組みのうち、特に人口減少対策に資すると考えられるものを、横ぐしを刺して再体系化し、「健康都市やまと」まち・ひと・しごと創生総合戦略※（以下、「総合戦略」という。）を策定しました。

※計画期間 第 1 期：平成 27 (2015)～令和元 (2019) 年度

第 2 期：令和 2 (2020)～令和 6 (2024) 年度

- ・総合戦略に位置づけている取り組みは、総合計画に基づき展開されている事業であることから、総合計画の進行管理を行うことで、総合戦略の進行管理も同時に行っているものと整理しています。
- ・ただし、総合戦略に関連して国から交付金を得ている事業（以下、「交付金対象事業」という。）については、外部有識者を含む機関による効果検証が求められているため、これまでも、総合計画審議会においてご意見をいただけてきました。
- ・今年度につきましても同様に、交付金対象事業の評価に関し、ご意見をいただきたいと考えております。（資料 5－1、5－2 でご説明いたします。）